

埼玉県救急電話相談事業運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県救急電話相談事業運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- 一 救急電話相談の運営に関する事
- 二 AI救急相談の運営に関する事
- 三 その他の電話相談事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- 一 一般社団法人埼玉県医師会
 - 二 公益社団法人埼玉県看護協会
 - 三 埼玉県消防長会救急部会長消防本部
 - 四 その他の関係者
- 2 協議会に会長を置く。会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
 - 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
 - 6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は基本2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、埼玉県保健医療部医療整備課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。